

静岡県農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農業者が借り入れた農業経営基盤強化資金の利子助成を行う市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「農業経営基盤強化資金利子助成事業」（以下「利子助成事業」という。）とは、平成22年3月31日までに貸付決定された農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対して、市町が別に定める市町利子助成率により利子助成を行う事業をいう。

2 この要綱において「農業者」とは、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）第3の1及び株式会社日本政策金融公庫が定める貸付基準で規定する者をいう。

3 この要綱において「農業経営基盤強化資金」とは、実施要綱第3に掲げる資金をいう。

第3 補助の対象及び補助率

(1) 補助の対象

利子助成事業に要する経費。ただし、補助対象となる市町利子助成率（以下「F率」という。）は知事が別に定める。

(2) 補助率

(1)に掲げる経費の2分の1以内

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 利子助成事業報告書（様式第2号）

ウ 収支計算書（様式第3号）

(2) 提出期限

毎年1月1日から12月31日までの利子助成について、翌年2月10日までとする。

第5 交付の条件

補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 補助金の確定

農林事務所長は、補助金交付の決定及び確定を同時に行う。

第7 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第4号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日まで

第8 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、管轄する農林事務所長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成7年2月10日から適用する。
- 2 平成7年2月10日前に貸し付けられた農業経営基盤強化資金については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成8年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成9年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成13年度下期分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成14年度下期分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成20年度下期分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年3月15日から適用する。